

議案第 2 号

市川市都市計画税条例の一部改正について

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市都市計画税条例の一部を改正する条例

市川市都市計画税条例（昭和 3 1 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 項中「、第 4 2 項、第 4 4 項若しくは第 4 5 項」を「若しくは第 4 2 項から第 4 4 項まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

地方税法の改正に伴い、引用条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。